

愛媛県鳥獣害防止対策実施方針

平成 14 年 1 月 23 日制定
平成 14 年 7 月 4 日一部改正
平成 20 年 7 月 22 日一部改正
平成 22 年 7 月 9 日一部改正
平成 23 年 6 月 9 日一部改正
平成 27 年 5 月 29 日一部改正
平成 29 年 4 月 1 日一部改正

1 主旨

鳥獣は自然環境を構成する重要な要素の一つであり、それを豊かにするものであると同時に、県民の生活環境を保持・改善する上で欠くことのできない役割を果たしている。しかしながら、近年中山間地域における過疎化や高齢化の進展で耕作放棄地が増加し、イノシシやニホンジカ等の生息分布域が拡大して農林業を中心に深刻な被害をもたらしている。その経済損失は年々大きくなり、心理的にも生産者の生産意欲が減退し、集落の崩壊を招きかねない状況となっており、最近では市街地においてもイノシシが出現し住民を襲う事例が発生するなど、生活環境への影響も現れ始め社会的な問題ともなりつつある。

本方針は、これらの現状を踏まえ、鳥獣害防止対策の推進方策を定め、その具体的な推進に資するものとする。

2 鳥獣害防止対策の推進方策

(1) 基本方策

有害鳥獣の被害防止対策については、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針（平成 20 年 2 月 21 日農林水産省告示第 254 号）を踏まえつつ、以下のとおり地区協議会や市町協議会などの地域活動を支援する組織化、市町や関係団体の実施する施策を整理し、分析・助言を行なうカルテ化、地域の特性や鳥獣の種類など環境に適した対策を検討するモデル化に重点を置き実施する。

①組織化による施策推進力の強化

愛媛県鳥獣害防止対策班や農産園芸課鳥獣害対策係が中心となり、地区協議会や市町協議会と積極的に連携し、地域における取組み活動を活性化し、地域支援活動を充実する。

②カルテ化による分析力の強化

地区協議会が中心となり、市町や関係団体が実施する各種対策の現状把握、分析を行い、評価、助言を実施することで、地域活動の充実・効率化を助長する。

③モデル化による実践力の強化

愛媛県鳥獣害防止対策班、鳥獣害対策係、地区協議会が中心となり、農林水産研究所や愛媛大学と積極的に連携し、先端技術の実証展示や対策の解明を行なうことで、効果的な防除方法等の普及を図る。

(2) 具体的な取組み

【組織化による施策推進力の強化】

① 愛媛県鳥獣害防止対策班の活動

対策班は鳥獣害防止対策を円滑に進めるため、関係各課と緊密に連携し、対策の企画、調整、推進を図るとともに、対策の窓口を鳥獣害対策係に一本化する。

② 市町被害防止計画の適切な見直し

市町は、市町協議会等を主体に策定される被害防止計画について適時、適切に見直しを行ない、市町協議会の活性化や役割の拡大を図るとともに、これら協議会が核となり、第二種特定鳥獣管理計画及び特定希少鳥獣管理計画との整合性、被害状況や地域課題に対応した鳥獣害防止対策を推進する。

③ 近隣市町等との広域連携の促進

鳥獣害防止対策を効率的かつ効果的に進めるため、近接市町あるいは隣県と連携、協力し、広域的な取り組みを推進する。

【カルテ化による分析力の強化】

① 実態把握

鳥獣害防止対策を適切に行なうには、農作物等の被害実態とその原因を的確に把握することが重要であることから、市町、農業団体と連携して被害地域、被害作物、加害獣種など、被害状況を適切に把握する。

② 市町等の取組みの評価及び指導

地区協議会は、各市町の被害実態に応じた鳥獣害防止対策への取組み等を調査、評価し、既存の事業を活用した、被害軽減につながる対策の導入を指導する。

【モデル化による実践力の強化】

① 被害防除対策

被害防除対策は、鳥獣による被害を未然に防止するため、防護柵等の防除施設整備、その他被害防止に資する技術の導入や、集落との境界に緩衝帯を整備した鳥獣の出没しにくい環境づくり、鳥獣を引き寄せる原因となる放置農産物の除去、耕作放棄地の解消等について推進する。

また、大学等の研究機関と連携し、地域に適した効果的な防除方法の確立と普及について推進する。

② 有害鳥獣捕獲対策

有害鳥獣捕獲対策は、近年、狩猟者の減少や高齢化により捕獲圧が低下し、被害の増加につながっていることから、J A職員や農業者自らが狩猟免許を取得し自衛のための捕獲を行なうよう推進する。

シカの捕獲については、効率的、効果的な捕獲を実現するため、生息分布が連続する高知県や四国地域野生鳥獣ネットワーク等と連携を密にし、一斉捕獲等を推進する。

③ 指導者育成と被害防止に資する知識・技術の普及

鳥獣害防止対策の実施にあたっては、有害鳥獣の生態や被害防止技術等の認識を深め、地域の実態に応じた適切な対策を実施することが重要であるこ

とから、地域毎に被害防止対策に関する技術指導者を育成し、農業者等へ技術指導を行うとともに、研修会の開催や被害防止技術の実証・展示、パンフレットの配布等により普及啓発を図る。

④ 生息環境の保全整備

生息環境については、健全な人工林に加え、針・広混交林やブナやコナラなどの広葉樹の育成など、多様な森林づくりに取り組んでおり、今後とも食餌木の植栽など、野生鳥獣の生息に適する森林の育成に配慮し、生息環境の保全整備を推進する。

3 推進方法

愛媛県鳥獣害防止対策推進会議は、農林水産業の振興と鳥獣の保護及び管理との調整を図りながら、愛媛県における鳥獣害防止対策の方向付けを行なうとともに、鳥獣害防止対策を強力に推進する。

愛媛県鳥獣害防止対策班は、鳥獣被害防止対策の総合調整等を行い、関係各課が所管する事業を活用しながら、鳥獣害関連施策を積極的に企画、推進する。

地区協議会は、県及び市町と連携し、各市町協議会等が取り組む対策について評価、助言を行ないながら、市町間の連携促進や地域に適した鳥獣害防止対策の実施等について積極的に推進する。

市町協議会は、各種施策を活用しながら被害防止計画に基づいた対策を行なうとともに、地域に適した鳥獣害対策が効果的に取り組めるよう推進する。